

広域行政圏施策の概要

1 広域行政圏（広域市町村圏及び大都市周辺地域広域行政圏）の現状

(1) 広域行政圏の設定状況

昭和44年から広域市町村圏の設定が、また、昭和52年からは大都市周辺地域広域行政圏の設定が行われた。（平成3年3月より広域市町村圏及び大都市周辺地域広域行政圏の両者を「広域行政圏」と総称することになっている。）

広域行政圏の状況（平成16.4.1現在）

| 区 分 | 圏域数 | 市区町村数 | 人 口 (千人) | 面 積 (Km ²) |
|-----------------|-----|-----------------|------------------|---------------------------|
| 広域行政圏 (A) | 354 | (96.0) 2,997 | (72.9) 92,344 | (96.4) 358,821 |
| 広域市町村圏 (B) | 329 | (88.9) 2,777 | (54.7) 69,301 | (93.6) 348,347 |
| 大都市周辺地域広域行政圏(C) | 25 | (7.1) 220 | (18.2) 23,043 | (2.8) 10,474 |
| 全 国 | — | 3,123 | 126,689 | 372,323 |
| 平 均 (A) | — | 8 | 261 | 1,014 |
| (B) | — | 8 | 211 | 1,059 |
| (C) | — | 9 | 922 | 419 |

- (注) 1 広域市町村圏とは、圏域人口が概ね10万人以上であり、一定の要件を具備した日常生活圏を形成し、または形成する可能性を有すると認められる圏域（2.に掲げる圏域を除く。）のことをいう。
- 2 大都市周辺地域広域行政圏とは、圏域人口が概ね40万人程度の規模を有すること、地理的歴史的又は行政的に一体と認められること等の要件を具備した圏域のことをいう。
- 3 人口は、平成15.3.31現在の住民基本台帳人口である。
- 4 面積は、全国都道府県市区町村別面積調（平成15.10.1現在）による。（境界未確定の市区町村においては概算数値）

(2) 広域行政機構の現況

広域行政機構の現況は、次のとおりである。なお、一部事務組合の中には、地方自治法第285条に規定する「複合的一部事務組合」を含む。

広域行政機構の現況（平成16.4.1現在）

| | | | |
|------------------|-------|--------|-----|
| 広域市町村圏 | 329圏域 | 広域連合 | 35 |
| | | 一部事務組合 | 210 |
| | | 協議会 | 84 |
| 大都市周辺地域 広域行政圏 | 25圏域 | 協議会 | 25 |

(注) 複合的一部事務組合とは、相互に関連する複数の事務を共同処理するための市町村の一部事務組合である。

2 広域行政圏計画と事業実施

(1) 広域行政圏計画（計画期間はおおむね10年間）では、当初、道路等の広域ネットワークの形成及びごみ・し尿処理、消防等の広域事務処理システムの整備に主眼がおかれた。その後、昭和52年に策定された三全総の定住構想を受けて昭和54年度から策定が開始された新広域市町村圏計画（新計画）においては、地域の総合的居住環境の整備を目標とし、産業振興等を含めた総合計画とされ、文化、教育、スポーツ等の分野における広域サービスシステムの整備に重点がおかれてきた。

また、第3次計画の策定の際の指針として平成3年3月29日に示した「広域行政圏計画策定指針」においては、広域行政圏のこれまでの成果を踏まえて、第四次全国総合開発計画の多極分散型国土形成の理念に沿って、豊かさを心から実感できる国民の生活空間の整備が実現されることを目標とし、国土形成の基礎的な単位として、圏域の総合整備に努めるものとしている。

さらに、平成12年3月31日に示した「広域行政圏計画策定要綱」においては、21世紀の到来を目前に控え、広域行政圏及びその広域行政機構のあり方について、日本の政治経済社会の大きな構造変革に対応して、新たな展開を図る必要があるとし、そのための方策として、地域における参加と連携を推進して、多自然居住地域を創造していくことが重要な課題となっており、さらに、地域間の連携を効果的に進める観点からは、自主的な市町村合併を積極的に推進することが必要であるとしている。

(2) 広域行政圏の振興整備のための施策としては、昭和56年度から60年度にかけて、各種サービスの中核となる大規模複合施設としてのリージョンプラザの建設が行われたほか、昭和58年度からは、地域経済の振興を広域的、総合的に推進するため「地域経済活性化対策」が、昭和59年度からは、広域的な調整を図りつつ個性的で魅力ある地域づくりを推進するための「まちづくり特別対策事業」が進められた。平成3年度からは、この「まちづくり特別対策事業」に新たに「まちづくり総合事業」を加え、広域的・総合的な観点からするハード事業の一層の推進を図ることとした。以後、「広域まちづくり対策事業」に改編され、平成14年度からは地域総合整備事業債の廃止に伴い、その一部が「地方拠点都市整備事業」として進められている。

また、平成元年度から、ふるさと創生及び多極分散型国土の形成を促進するため、広域行政圏のうちから、地域の自立的な発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域について、「ふるさと市町村圏」の選定を行い、圏域の総合的、重点的な振興整備を図ることとしている。ふるさと市町村圏は、総合的、重点的な振興整備のための組織体制を整え、計画を策定するとともに、広域の観点からする地域振興事業を積極的に進めるため、ふるさと市町村圏基金（おおむね10億円）を設置し、基金の運用益を活用してのソフト事業をはじめとして、広域にわたる多様な地域づくりを進めることとしている。

ふるさと市町村圏の選定状況（H16.4.1現在）

| 年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|
| 数 | 32 | 30 | 20 | 32 | 13 | 21 | 23 | 5 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 182 |